

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案   | 備考                        |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
|------|--|---|---------------------------|-----|-----|-----|-----|----|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|--|-------|
|      | <b>第1編 総則</b>  | <b>第1編 総則</b>   | 資料②-2                     |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
|      | 第1章 計画の目的  | 第1章 計画の目的   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
|      | 第2節 計画の性格  | 第2節 計画の性格   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| 1-2  | 4. 愛知県地域強靱化計画との関係<br>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、 <u>県</u> が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る <u>当該都道府県</u> の計画等の指針となるべきものとされている。<br>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、 <u>愛知県地域強靱化計画</u> を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。           | 4. <u>日進市</u> 地域強靱化計画との関係<br>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、 <u>市</u> が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る <u>市</u> の計画等の指針となるべきものとされている。<br>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、 <u>日進市</u> 地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。 | 日進市地域強靱化計画策定に伴う修正         |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| 1-3  | ① 県民の生命を最大限守る<br>② (略)<br>③ 県民の財産及び公共施設、 <u>愛知県</u> を始め <u>中部圏全体</u> の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する<br>④ (略)  | ① 市民の生命を最大限守る<br>② (略)<br>③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する<br>④ (略)   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
|      | 第2章 日進市の特質と災害要因  | 第2章 日進市の特質と災害要因   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
|      | 第2節 社会的条件  | 第2節 社会的条件   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| 1-5  | <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>91,440</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,200</u>人である（令和元年10月1日現在）。</td></tr> </table> | (略)   | (略)                       | (略) | (略) | (略) | (略) | 人口 | 本市の総人口は、 <u>91,440</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,200</u> 人である（令和元年10月1日現在）。 | <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>92,396</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,500</u>人である（令和2年10月1日現在）。</td></tr> </table> | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 人口 | 本市の総人口は、 <u>92,396</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,500</u> 人である（令和2年10月1日現在）。 | 数値の更新 |
| (略)  | (略)  |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| (略)  | (略)  |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| (略)  | (略)  |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| 人口   | 本市の総人口は、 <u>91,440</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,200</u> 人である（令和元年10月1日現在）。   |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| (略)  | (略)  |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| (略)  | (略)  |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| (略)  | (略)  |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| 人口   | 本市の総人口は、 <u>92,396</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,500</u> 人である（令和2年10月1日現在）。   |   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
|      | 第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱  | 第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
|      | 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱   | 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱  |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| 1-12 | 1. 市<br>① 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報</u> 等を含む。）の収集伝達を行う。<br>② (略)<br>③ 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。  | 1. 市<br>① 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報</u> 、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 等を含む。）の収集伝達を行う。<br>② (略)<br>③ 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> （ <u>巨大地震警戒・巨大地震注意</u> ）等を含む。）を行う。                | 南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正 |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |
| 1-13 | ④～⑩ (略)<br>⑪ 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。<br>⑫ (略)<br>2. 県<br>① 県  | ④～⑩ (略)<br>⑪ 東海地震注意情報又は <u>南海トラフ地震臨時情報</u> （ <u>巨大地震警戒・巨大地震注意</u> ）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。<br>⑫ (略)<br>2. 県<br>① 県   |                           |     |     |     |     |    |  |  |     |     |     |     |     |     |    |  |       |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案  | 備考                               |
|------|---|--|----------------------------------|
| 1-14 | <p>ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>イ 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。</p> <p>ウ～ヌ（略）</p> <p>ネ 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。</p> <p>ノ（略）</p> <p>ハ 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>ヒ（略）</p> <p>② 県警察</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <p>② 東海財務局</p> <p>ア～カ（略）</p> | <p>ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）の収集伝達を行う。</p> <p>イ 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）を行う。</p> <p>ウ～ヌ（略）</p> <p>ネ 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。</p> <p>ノ（略）</p> <p>ハ 東海地震注意情報又は<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u>が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>ヒ（略）</p> <p>② 県警察</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）の伝達を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <p>② 東海財務局</p> <p>ア～カ（略）</p> | <p>南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正</p> |
| 1-15 | <p>（追加）</p>   | <p>キ <u>上記ア～カの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</u></p>   | <p>対策の追加及び業務内容の変更に伴う修正</p>       |
| 1-17 | <p>①① 名古屋地方気象台</p> <p>ア <u>市や県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u></p> <p>イ <u>市及び県が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u></p> <p>ウ <u>市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u></p> <p>エ <u>市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u></p> <p>オ <u>市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</u></p>                             | <p>①① 名古屋地方気象台</p> <p>ア <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></p> <p>イ <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p>ウ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p>エ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p> <p>オ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p>   | <p>正</p>                         |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案  | 備考   |
|------|---|--|--|
| 1-21 | <p>⑫ 東海総合通信局</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>①～③（略）</p> <p>（追加）</p> <p>④ 日本銀行</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 日本赤十字社</p> <p>ア 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>（追加）</p> <p>イ 医療、助産、<u>遺体の処理</u>（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ （略）</p> <p>オ （略）</p> <p>⑥ 日本放送協会</p> <p>（略）</p> <p>⑦ 中日本高速道路株式会社</p> <p>（略）</p> <p>⑧ 中部国際空港株式会社</p> <p>（略）</p> <p>⑨ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>（略）</p> | <p>⑫ 東海総合通信局</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車<u>及び臨時災害放送局用設備</u>の貸与を行う。</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 独立行政法人都市再生機構</p> <p>ア <u>関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u></p> <p>イ <u>国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定土や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u></p> <p>⑤ 日本銀行</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 日本赤十字社</p> <p>ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>イ <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u></p> <p>ウ 医療、助産、<u>死体の処理</u>（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ （略）</p> <p>カ （略）</p> <p>⑦ 日本放送協会</p> <p>（略）</p> <p>⑧ 中日本高速道路株式会社</p> <p>（略）</p> <p>⑨ 中部国際空港株式会社</p> <p>（略）</p> <p>⑩ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>（略）</p> <p>⑪ 日本郵便株式会社</p> <p>（略）</p> | <p>（独）都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正</p> <p>南海トラフ地震に関連する情報の運用開始に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正</p> |
| 1-23 | <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>（略）</p> <p>⑪ 中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</p> <p>ア 電力設備の災害予防措置を講ずる。</p> <p>イ 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の<u>応急安全措置</u>等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p>  | <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>（略）</p> <p>⑫ 中部電力株式会社（※1）、株式会社JERA、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）</p> <p>ア 電力設備の災害予防措置を講ずる。</p> <p>イ 東海地震注意情報が発表された場合、<u>並びに南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を</u>実</p>  | <p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴う修正</p> <p>中部電力（株）、関西電力（株）及び電源開発</p>  |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案  | 備 考  |
|------|---|--|--|
| 1-24 | <p>ウ 発災後は、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>エ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。</p> <p>⑫ 東邦瓦斯株式会社<br/>（略）</p> <p>⑬ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社<br/>（略）</p> <p>⑭ 西日本電信電話株式会社<br/>（略）</p> <p>⑮ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br/>（略）</p> <p>⑯ K D D I 株式会社<br/>（略）</p> <p>⑰ 株式会社 N T T ドコモ<br/>（略）</p> <p>⑱ ソフトバンク株式会社<br/>（略）</p> <p>⑲ 一般社団法人日本建設業連合会<br/>（略）</p> | <p>ウ 発災後は、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>エ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。</p> <p><u>（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）</u></p> <p><u>（※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）</u></p> <p><u>（※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</u></p> <p>⑬ 東邦瓦斯株式会社<br/>（略）</p> <p>⑭ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社<br/>（略）</p> <p>⑮ 西日本電信電話株式会社<br/>（略）</p> <p>⑯ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br/>（略）</p> <p>⑰ K D D I 株式会社<br/>（略）</p> <p>⑱ 株式会社 N T T ドコモ<br/>（略）</p> <p>⑲ ソフトバンク株式会社<br/>（略）</p> <p>⑳ 一般社団法人日本建設業連合会<br/>（略）</p> | <p>（株）の分社、<br/>（株）J E R A<br/>の指定公共機関への指定に伴う修正</p> |
| 1-25 | <p>⑳ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス<br/>（略）</p>  | <p>㉑ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス<br/>（略）</p>   |  |
| 1-26 | <p>7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 日東衛生組合<br/><u>災害時に被災地から搬入された、し尿等を迅速に処理を行う。</u></p> <p>④ 尾三衛生組合<br/>（略）</p> <p>⑤ 産業経済団体<br/>（略）</p> <p>⑥ 東名古屋医師会<br/>（略）</p> <p>⑦ 愛豊歯科医師会<br/>（略）</p>  | <p>7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>①～② （略）</p> <p>（削除）<br/>（削除）</p> <p>③ 尾三衛生組合<br/>（略）</p> <p>④ 産業経済団体<br/>（略）</p> <p>⑤ 東名古屋医師会<br/>（略）</p> <p>⑥ 愛豊歯科医師会<br/>（略）</p>  | <p>組合解散による修正及び表記の整理</p>                            |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁   | 現 行  | 改 正 案  | 備考    |
|-----|--|--|-------|
|     | <p>⑧ 日進市薬剤師会<br/>(略)</p> <p>⑨ 文化、厚生、社会团体<br/>(略)</p> <p>⑩ 自治団体等<br/>(略)</p> <p>⑪ 市内建設業者等で組織する災害対策協力団体<br/>(略)</p> <p>⑫ 重要な施設の管理者<br/>(略)</p>   | <p>⑦ 日進市薬剤師会<br/>(略)</p> <p>⑧ 文化、厚生、社会团体<br/>(略)</p> <p>⑨ 自治団体等<br/>(略)</p> <p>⑩ 市内建設業者等で組織する災害対策協力団体<br/>(略)</p> <p>⑪ 重要な施設の管理者<br/>(略)</p>   |       |
|     | <b>第2編 災害予防計画</b>  | <b>第2編 災害予防計画</b>  |       |
|     | <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>   | <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>   |       |
|     | <b>第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b>   | <b>第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b>   |       |
| 2-4 | <p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>(1) 自主防災組織の活動<br/>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織等の環境整備</p> <p>市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p>また、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>行政、住民等、自主防災組織などで対応困難な大規模地震災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等や災害ボランティアコーディネーター団体等のボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> | <p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>(1) 自主防災組織の活動<br/>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織等の環境整備</p> <p>市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p>また、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>行政、住民等、自主防災組織などで対応困難な大規模地震災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> | 表記の整理 |
| 2-5 | ① ボランティアの受入体制の整備   | ① ボランティアの受入体制の整備   | 表記の整理 |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁   | 現 行   | 改 正 案   | 備考  |
|-----|---|---|---|
|     | <p>ア 市は、あらかじめ平常時にボランティア団体と次に掲げる災害発生時の対応や連絡体制について<u>定期的な意見交換に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> <li>・災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</li> <li>・（略）</li> </ul> <p>イ 防災訓練等において<u>ボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</u></p> <p>② ボランティアコーディネーター養成講座の開催<br/>市及び県は、<u>ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</u>このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>③ <u>ボランティア関係団体との連携</u><br/>震災時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動が実施されるよう、市は地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>ボランティア関係団体との連携に努める。</u></p> <p>④ 防災ボランティア活動の普及・啓発<br/>（略）</p> <p>3. 連携体制の確保<br/>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、<u>平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> | <p>ア 市は、あらかじめ平常時にボランティア団体と次に掲げる災害発生時の対応や連絡体制について、<u>NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> <li>・災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。</li> <li>・（略）</li> </ul> <p>イ 防災訓練等において<u>協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</u></p> <p>② ボランティアコーディネーター養成講座の開催<br/>市及び県は、<u>NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</u>このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>③ <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u><br/>震災時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動が実施されるよう、市は地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p>④ 防災ボランティア活動の普及・啓発<br/>（略）</p> <p>3. 連携体制の確保<br/>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、<u>平時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> | <p>表記の整理</p> <p>表記の整理<br/>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> |
|     | <p>第3節 企業防災の促進</p>  | <p>第3節 企業防災の促進</p>  |   |
| 2-7 | <p>2. 市及び商工団体等における措置<br/>市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>① BCPの策定促進<br/>ア 普及啓発活動<br/>市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。（追加）</p>  | <p>2. 市及び商工団体等における措置<br/>市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>① BCP等の策定促進<br/>ア 普及啓発活動<br/>市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。<u>また、中小企業等</u></p>   | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>                                     |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁  | 現 行  | 改 正 案  | 備考           |  |     |   |     |          |  |     |       |
|--|--|--|--------------|--|-----|---|-----|----------|--|-----|-------|
|  | <p>イ 情報の提供</p> <p>企業がBCPを策定するためには、想定リスクを考慮する必要があることから、市は被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。</p> <p>② 相談体制の整備</p> <p>市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。(追加)</p>  | <p>による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業がBCP等を策定するためには、想定リスクを考慮する必要があることから、市は被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。</p> <p>② 相談体制等の整備</p> <p>市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
|  | 第2章 防災訓練及び防災意識の向上  | 第2章 防災訓練及び防災意識の向上  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| 2-8  | <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。(追加)</p> <p>■ (略)</p>  | <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>■ (略)</p>  | 対策の追加        |  |     |   |     |          |  |     |       |
|  | 第1節 防災訓練の実施  | 第1節 防災訓練の実施  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
|  | <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="204 1429 730 1733"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 消火訓練</td> </tr> <tr> <td>行政区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> | (略)  | (2) 消火訓練     | 行政区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。 | (略) | <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="762 1429 1294 1733"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 消火訓練</td> </tr> <tr> <td>区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> | (略) | (2) 消火訓練 | 区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。 | (略) | 表記の整理 |
| (略)  |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| (2) 消火訓練   |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| 行政区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。 |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| (略)  |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| (略)  |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| (2) 消火訓練   |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| 区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。   |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| (略)  |  |  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
|  | 第2節 防災知識の普及  | 第2節 防災知識の普及  |              |  |     |   |     |          |  |     |       |
| 2-10   | (追加)   | <p>1. 防災知識の啓発</p> <p>名古屋地方気象台は、地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、セ～テについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p>   | 対策の追加及び表記の整理 |  |     |   |     |          |  |     |       |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁  | 現 行   | 改 正 案   | 備 考 |   |  |  |    |    |   |  |                         |
|----|---|---|-----|---|--|--|----|----|---|--|-------------------------|
|    |   | <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p> <p>イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</p> <p>ウ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識</p> <p>エ 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>オ 正確な情報の入手</p> <p>カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</p> <p>キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</p> <p>ク 緊急地震速報や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p> <p>ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</p> <p>コ 避難生活に関する知識</p> <p>サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</p> <p>シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>セ 東海地震の予知に関する知識</p> <p>ソ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</p> <p>タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>チ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</p> <p>ツ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>テ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> |     |   |  |  |    |    |   |  |                         |
|    | <p>(追加)</p> <table border="1" data-bbox="204 1854 735 2110"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布<br/>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、東海地震注意情報や予知情報及び</td> </tr> </tbody> </table> | 主体  | 内容  | 市 | ① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布<br>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、東海地震注意情報や予知情報及び | <p>2. 防災知識の普及</p> <table border="1" data-bbox="767 1854 1299 2110"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布<br/>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、警戒宣言発令時の心得、地震発生</td> </tr> </tbody> </table> | 主体 | 内容 | 市 | ① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布<br>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、警戒宣言発令時の心得、地震発生 | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> |
| 主体 | 内容  |   |     |   |  |  |    |    |   |  |                         |
| 市  | ① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布<br>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、東海地震注意情報や予知情報及び  |   |     |   |  |  |    |    |   |  |                         |
| 主体 | 内容  |   |     |   |  |  |    |    |   |  |                         |
| 市  | ① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布<br>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、警戒宣言発令時の心得、地震発生  |   |     |   |  |  |    |    |   |  |                         |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  |   | 改 正 案  |   | 備考                          |
|------|--|---|--|---|-----------------------------|
|      |  | <p>警戒宣言発令時の心得、地震発生時の心得に関する事項に留意し、住民等一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>② 住民等に対する地震教育<br/>(略)</p>                               |  | <p>時の心得、緊急地震速報の利用の心得に関する事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>② 住民等に対する地震教育<br/>(略)</p>  |                             |
|      | 住<br>民   | <p>● 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等について、可能な限り1週間分程度の<u>家庭内備蓄に努める。</u></p> | 住<br>民   | <p>● 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等について、可能な限り1週間分程度、<u>最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。</u>さらに、自動車への<u>こまめな満タン給油を呼びかける。</u></p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> |                             |
| (略)  | (略)  |   | (略)  |   |                             |
| 2-16 | 第3章 避難対策   |   | 第3章 避難対策   |   |                             |
|      | 第1節 避難に関する計画   |   | 第1節 避難に関する計画   |   |                             |
|      | <p>4. 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画<br/>(略)</p> |   | <p>4. 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、「<u>日進市避難所運営マニュアル</u>」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画<br/>(略)</p> |   | <p>日進市避難所運営マニュアル策定に伴う修正</p> |
|      | 主体   | 内容  | 主体   | 内容  | 防災基本計画の修正を踏まえた修正            |
|      | 市  | <p>① 市の避難計画<br/>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口<br/>(追加)</p>   | 市  | <p>① 市の避難計画<br/>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あら</p>   |                             |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案  | 備 考                         |
|------|---|--|-----------------------------|
|      | <p>ウ ～ カ（略）</p> <p>② 避難所の運営体制の整備</p> <p>避難所において多種多様な問題の発生が予想されるため、「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>（略）</p>                            | <p><u>はじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ ～ カ（略）</p> <p>② 避難所の運営体制の整備</p> <p>避難所において多種多様な問題の発生が予想されるため、「日進市避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>（略）</p>  | <p>日進市避難所運営マニュアル策定に伴う修正</p> |
|      | <p>第4章 避難行動の促進対策</p>  | <p>第4章 避難行動の促進対策</p>   |                             |
|      | <p>第1節 気象警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備</p>   | <p>第1節 気象警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備</p>  |                             |
| 2-18 | <p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</p> | <p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が<u>速やかに</u>確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</p> <p><u>市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>     |
|      | <p>第5節 避難に関する意識啓発</p>   | <p>第5節 避難に関する意識啓発</p>  |                             |
| 2-21 | <p>1. 市における措置</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p>  | <p>1. 市における措置</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p>   | <p>実施機関の追加</p>              |
|      | <p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>   | <p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>  |                             |
| 2-23 | <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <p>（追加）</p> <p>■（略）</p>   | <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>■（略）</p>   | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>     |
|      | <p>第1節 避難所の指定・整備</p>  | <p>第1節 避難所の指定・整備</p>   |                             |
| 2-23 | <p>1. 市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>①（略）</p>   | <p>1. 市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>①（略）</p>  | <p>対策の追加</p>                |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案   | 備 考  |
|------|---|---|--|
| 2-24 | <p>(追加)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>①～③ (略)</p> | <p>② 上記①の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>⑤ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応方針」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>対策の追加</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> |
| 2-25 | <p>(追加)</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p>  | <p>④ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>⑤ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応方針」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p>  | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>  |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案  | 備 考                                  |
|------|--|--|--------------------------------------|
| 2-28 | <p>①～⑤（略）<br/>（追加）</p> <p>2. 外国人等に対する防災対策<br/>（略）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</p> <p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>   | <p>①～⑤（略）</p> <p><u>⑥非常用電源の確保等</u><br/>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>2. 外国人等に対する防災対策<br/>（略）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>   | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> |
| 2-30 | <p>1. 市及び防災関係機関における措置<br/>（4）応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p>   | <p>1. 市及び防災関係機関における措置<br/>（4）応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p>   | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>              |
| 2-31 | <p>（追加）</p> <p>（5）人材の育成等</p> <p>市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>このほか、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>（6）防災中枢機能の充実</p> <p>市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、</p> | <p>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>（5）人材の育成等</p> <p>① 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>② 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</p> <p>③ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p>（6）防災中枢機能の充実</p> <p>① 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備につい</p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>              |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案   | 備考 |
|------|--|---|----|
| 2-32 | <p>代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備え非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>（7）浸水対策用資機材の整備強化<br/>（略）</p> <p>（8）地震計等観測機器の維持・管理<br/>（略）</p> <p>（9）緊急地震速報の伝達体制整備<br/>（略）</p> <p>（10）防災用拠点施設の屋上番号標示<br/>（略）</p> <p>3. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（1）情報の収集・連絡体制</p> <p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>（2）通信手段の確保</p> <p>①通信施設の防災構造化等</p> <p>市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p> | <p>て、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備え非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>② 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>（7）防災関係機関相互の連携</p> <p>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p>（8）浸水対策用資機材の整備強化<br/>（略）</p> <p>（9）地震計等観測機器の維持・管理<br/>（略）</p> <p>（10）緊急地震速報の伝達体制整備<br/>（略）</p> <p>（11）防災用拠点施設の屋上番号標示<br/>（略）</p> <p>3. 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>（1）情報の収集・連絡体制</p> <p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>（2）通信手段の確保</p> <p>①通信施設の防災構造化等</p> <p>市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）被災者等への情報伝達</p> <p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整</p> |    |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案  | 備考                                     |
|------|--|--|--|
| 2-34 | <p>7. 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</u></p> <p>9. 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、<u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u></p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、中部地方環境事務所や県（環境局）と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。</p> | <p><u>備に努めるものとする。</u></p> <p>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、<u>通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>7. 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>9. 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、<u>円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u></p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、中部地方環境事務所や県（環境局）と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。</p> | <p>防災基本計画の修正及び愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正</p> |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁                       | 現 行   | 改 正 案   | 備考               |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
|-------------------------|---|---|------------------|-------------------------|-----|--------------|--------------|-----------------|--|-----|-------------------------|-----|--------------|-------------------|
|                         | (追加)  | また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。  |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
|                         | 第8章 液状化対策・土砂災害等の予防  | 第8章 液状化対策・土砂災害等の予防  |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| 2-38                    | 4. 土砂災害の防止<br>(略)   | 4. 土砂災害の防止<br>(略)   | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
|                         | <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>・ 特定の開発行為の制限</td></tr> <tr><td>・ 建築物の安全性の向上</td></tr> <tr><td>・ 建築物に対する移転等の勧告</td></tr> </table> | (略)   |                  | (3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 | (略) | ・ 特定の開発行為の制限 | ・ 建築物の安全性の向上 | ・ 建築物に対する移転等の勧告 | <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>・ 特定の開発行為の制限</td></tr> <tr><td>・ 建築物の構造規制による安全確保</td></tr> <tr><td>・ 建築物に対する移転等の勧告</td></tr> </table> | (略) | (3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 | (略) | ・ 特定の開発行為の制限 | ・ 建築物の構造規制による安全確保 |
| (略)                     |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| (3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| (略)                     |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| ・ 特定の開発行為の制限            |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| ・ 建築物の安全性の向上            |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| ・ 建築物に対する移転等の勧告         |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| (略)                     |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| (3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| (略)                     |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| ・ 特定の開発行為の制限            |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| ・ 建築物の構造規制による安全確保       |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| ・ 建築物に対する移転等の勧告         |   |   |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| 2-39                    | 5. 市における措置<br>(1)～(3) (略)<br>(4) 宅地危険箇所の耐震化<br>県と協力し、大規模盛土造成地の把握するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。  | 5. 市における措置<br>(1)～(3) (略)<br>(4) 宅地危険箇所の耐震化<br>県と協力し、大規模盛土造成地の位置や規模の把握及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。  | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
|                         | 第9章 建築物等の安全化  | 第9章 建築物等の安全化  |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
|                         | 第1節 建築物の耐震推進  | 第1節 建築物の耐震推進  |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| 2-41                    | 3. 日進市耐震改修促進計画<br>①～② (略)<br>③ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。   | 3. 日進市耐震改修促進計画<br>①～② (略)<br>③ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。   | 表記の整理            |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
|                         | 第2節 公共施設安全確保整備計画  | 第2節 公共施設安全確保整備計画  |                  |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |
| 2-42                    | (追加)<br>(追加)<br>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害において耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。<br>(追加)  | 1. 施設管理者及び市における措置<br>(1) 施設の代替性及び安全性の確保<br>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害において耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。<br>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携<br>市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。<br>また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |                         |     |              |              |                 |  |     |                         |     |              |                   |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案  | 備 考   |    |  |   |    |     |    |   |           |
|------|---|--|-------|----|--|---|----|-----|----|---|-----------|
| 2-43 | <p>1. 公共施設</p> <p>(略)</p> <p>3. 公益施設</p> <p>(略)</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>農地及び排水機、樋門、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地や農業用施設のみならず、一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想されるため、老朽化した施設等の整備を推進するとともに、農業用施設の地震対策調査を行う。</p> <p>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> | <p>により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p> <p>2. 公共施設</p> <p>(略)</p> <p>3. 公益施設</p> <p>(略)</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>農地及び排水機、樋門、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地や農業用施設のみならず、一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想されるため、老朽化した施設等の整備を推進するとともに、農業用施設の地震対策調査を行う。</p> <p>また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</p> | 表記の整理 |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 2-46 | <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>2. 地震対策緊急整備事業計画</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経緯</td> <td>昭和55年に初めて5カ年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度の6回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。</td> </tr> </table>                  | 概要   | (略)   | 経緯 | 昭和55年に初めて5カ年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度の6回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。   | <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>2. 地震対策緊急整備事業計画</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経緯</td> <td>昭和55年に初めて5カ年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度の7回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。</td> </tr> </table> | 概要 | (略) | 経緯 | 昭和55年に初めて5カ年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度の7回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。 | 計画変更に伴う修正 |
| 概要   | (略)   |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 経緯   | 昭和55年に初めて5カ年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度の6回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。  |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 概要   | (略)   |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 経緯   | 昭和55年に初めて5カ年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度の7回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。   |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 2-47 | <p>3. 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経緯</td> <td>平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、平成13年度から平成17年度を計画期間とする第2次五箇年計画により事業を実施し、平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次五箇年計画を経て、</td> </tr> </table>  | 概要   | (略)   | 経緯 | 平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、平成13年度から平成17年度を計画期間とする第2次五箇年計画により事業を実施し、平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次五箇年計画を経て、 | <p>3. 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経緯</td> <td>平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、平成13年度から平成17年度を計画期間とする第2次五箇年計画により事業を実施し、平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次五箇年計画、平成23</td> </tr> </table>                                     | 概要 | (略) | 経緯 | 平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、平成13年度から平成17年度を計画期間とする第2次五箇年計画により事業を実施し、平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次五箇年計画、平成23     | 計画変更に伴う修正 |
| 概要   | (略)   |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 経緯   | 平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、平成13年度から平成17年度を計画期間とする第2次五箇年計画により事業を実施し、平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次五箇年計画を経て、  |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 概要   | (略)   |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |
| 経緯   | 平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、平成13年度から平成17年度を計画期間とする第2次五箇年計画により事業を実施し、平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次五箇年計画、平成23   |  |       |    |  |   |    |     |    |   |           |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁       | 現 行  | 改 正 案  | 備考                    |
|---------|--|--|-----------------------|
|         | <p>現在、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする第 4 次五箇年計画に基づき事業を実施している。</p> <p>実施<br/>事業 (略)</p>  | <p>年度から平成 27 年度を計画期間とする第 4 次五箇年計画を経て、現在、平成 28 年度から令和 2 年度を計画期間とする第 5 次五箇年計画に基づき事業を実施している。</p> <p>実施<br/>事業 (略)</p>   |                       |
| 第 1 1 章 | 広域応援体制の整備  | 第 1 1 章 広域応援体制の整備  |                       |
| 第 1 節   | 広域応援体制の整備  | 第 1 節 広域応援体制の整備  |                       |
| 2-51    | <p>(1) 応援協定の締結</p> <p>①相互応援協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>②民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(2) 応援要請、受け入れ体制の整備</p> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(追加)</li> </ul> | <p>(1) 応援協定の締結</p> <p>①相互応援協定の締結</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p>②技術職員の確保</p> <p>市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>③民間団体等との協定の締結等</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(2) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>①防災活動拠点の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能</li> </ul> | <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案   | 備考                      |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |
|------|---|---|-------------------------|------|----|--|---|--|----|------|------|----|--|---|--------------------------------------|
|      | <p>(追加)</p> <p>(略)</p>  | <p>強化に努めるものとする。</p> <p>②受援体制の整備</p> <p>・市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</p> <p>・市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>  |                         |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |
| 2-53 | <p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p>   | <p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |
| 2-54 | <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>   | <p>第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p> <p>(追加の記載内容は別紙のとおり)</p>   | <p>対策の追加</p>            |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |
| 3-3  | <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>5. 非常配備体制の区分と基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="209 1688 719 2112"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一</td> <td>情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課の一部が待機する体制</td> <td>(追加)<br/>・市において震度4の地震が発生したとき「自動指令」<br/>・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき</td> </tr> </tbody> </table> | 種別  | 配備内容                    | 配備基準 | 第一 | 情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課の一部が待機する体制 | (追加)<br>・市において震度4の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき | <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>5. 非常配備体制の区分と基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="751 1688 1278 2112"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一</td> <td>情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災交通課、道路建設課、土木管理課及び生</td> <td>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき<br/>・市において震度4の地震が発生したとき「自動指令」<br/>・その他本部長もしくは生活安全部長</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 配備内容 | 配備基準 | 第一 | 情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災交通課、道路建設課、土木管理課及び生 | ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき<br>・市において震度4の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは生活安全部長 | <p>市の組織再編に伴う修正及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> |
| 種別   | 配備内容  | 配備基準  |                         |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |
| 第一   | 情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課の一部が待機する体制  | (追加)<br>・市において震度4の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき   |                         |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |
| 種別   | 配備内容  | 配備基準  |                         |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |
| 第一   | 情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災交通課、道路建設課、土木管理課及び生  | ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき<br>・市において震度4の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは生活安全部長   |                         |      |    |  |   |  |    |      |      |    |  |   |                                      |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行                             |   | 改 正 案  |   | 備考  |   |
|------|---------------------------------|---|--|---|---|---|
|      |                                 | とする。  |  | 活安全部、都市整備部の一部が待機する体制とする。                    | が必要と認めたと<br>き   |   |
|      | 第<br>二<br>次<br>非<br>常<br>配<br>備 | 小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するために配備するもので、 <u>危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課の一部及び応急活動に対応できる必要な人員により活動する体制とする。</u> | （追加）<br>・東海地震に関する調査情報（臨時）が発せられたとき<br>・市において震度5弱の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたと       | 第<br>二<br>次<br>非<br>常<br>配<br>備             | 第一次非常配備に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、 <u>災害の規模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班（14班編成）とする。</u> | ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたと<br>き<br>・東海地震に関する調査情報（臨時）が発せられたとき<br>・市において震度5弱の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたと<br>き       |
|      | 第<br>三<br>次<br>非<br>常<br>配<br>備 | 大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。                                    | （追加）<br>・東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたとき「自動指令」<br>・市において震度5強以上の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたと | 第<br>三<br>次<br>非<br>常<br>配<br>備             | 大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。                                      | ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたと<br>き<br>・東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたとき「自動指令」<br>・市において震度5強以上の地震が発生したとき「自動指令」<br>・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたと<br>き |
| 3-7  | 第3章 地震情報等の伝達<br>2. 情報の伝達        |   | 第3章 地震情報等の伝達<br>2. 情報の伝達   |   | 表記の整理   |   |
|      | 主体                              | 内容  | 主体   | 内容  |   |   |
|      | 市                               | （略）<br>①～②（略）<br>③ 伝達組織（行政区長等）を通じる。<br>④～⑥（略）   | 市  | （略）<br>①～②（略）<br>③ 伝達組織（区長等）を通じる。<br>④～⑥（略） |   |   |
| 3-12 | 第5章 広報<br>（略）                   |   | 第5章 広報<br>（略）  |   |   |   |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   |   | 改 正 案  |  | 備考                             |
|------|---|---|--|--|--------------------------------|
|      | <p>主体</p> <p>市、消防及び警察等防災関係機関</p>  | <p>内容</p> <p>① 広報活動</p> <p>ア 広報の手段<br/>(略)</p> <p>イ 広報の内容<br/>(略)</p> <p>ウ 広報活動の実施方法<br/>・ (略)</p> <p>・ 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。(追加)</p> <p>② 災害広聴<br/>(略)</p> <p>③ 報道機関に対する情報発表<br/>(略)</p> | <p>主体</p> <p>市、消防及び警察等防災関係機関</p>   | <p>内容</p> <p>① 広報活動</p> <p>ア 広報の手段<br/>(略)</p> <p>イ 広報の内容<br/>(略)</p> <p>ウ 広報活動の実施方法<br/>・ (略)</p> <p>・ 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</p> <p>② 災害広聴<br/>(略)</p> <p>③ 報道機関に対する情報発表<br/>(略)</p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>        |
|      | 第6章 避難  |   | 第6章 避難   |  |                                |
|      | 第1節 避難対策  |   | 第1節 避難対策   |  |                                |
| 3-15 | <p>4. 避難の誘導等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(追加)</p>  |   | <p>4. 避難の誘導等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあつては、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</p>   |  | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>        |
|      | 第2節 避難所の開設・運営   |   | 第2節 避難所の開設・運営  |  |                                |
| 3-16 | <p>市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>(追加)</p> |   | <p>市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援</p> |  | <p>対策の追加及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案   | 備考                          |
|------|--|---|-----------------------------|
| 3-16 | <p>また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>（略）</p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。</p> <p>（追加）</p> <p>③～⑤（略）</p>   | <p><u>が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「日進市避難所運営マニュアル」、「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>（略）</p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。</p> <p><u>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>③～⑤（略）</p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>     |
| 3-17 | <p>⑥ 避難者への情報提供</p> <p>市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。</p> <p>⑦ 要配慮者へ支援</p> <p>（略）</p> <p>⑧ 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。</p> <p>⑨～⑩（略）</p> | <p>⑥ 避難者への情報提供</p> <p>市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「日進市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。</p> <p>⑦ 要配慮者へ支援</p> <p>（略）</p> <p>⑧ 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「日進市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。</p> <p>⑨～⑩（略）</p>                          | <p>日進市避難所運営マニュアル策定による修正</p> |
| 3-17 | <p>⑪ ペットの取扱</p> <p>ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p>  | <p><u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものと</u><br/><u>し、</u>ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p>   | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>     |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案   | 備 考                       |
|------|--|---|---------------------------|
| 3-18 | <p>(追加)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>(追加)</p>   | <p>また、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>感染症対策</u></p> <p>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、<u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>  |                           |
|      | 第 1 1 章 医療救護・防疫・保健衛生対策   | 第 1 1 章 医療救護・防疫・保健衛生対策  |                           |
|      | 第 1 節 医療救護   | 第 1 節 医療救護  |                           |
| 3-26 | <p>(略)</p> <p>市は、<u>地域災害医療対策会議</u>に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 医療救護班の編成、派遣等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は2次医療圏ごとに設置される<u>地域災害医療対策会議</u>に調達の要請をする。</p> | <p>(略)</p> <p>市は、<u>保健医療調整会議</u>に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 医療救護班の編成、派遣等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は2次医療圏等の<u>区域</u>ごとに設置される<u>保健医療調整会議</u>に調達の要請をする。</p>   | <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> |
|      | 第 1 3 章 緊急輸送対策等  | 第 1 3 章 緊急輸送対策等   |                           |
|      | 第 1 節 緊急輸送道路確保計画   | 第 1 節 緊急輸送道路確保計画  |                           |
| 3-33 | <p>2. 災害対策用緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 情報の提供</p>             | <p>2. 災害対策用緊急輸送道路等の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び<u>重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）</u>について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>において、<u>道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</u></p> <p>(3) 情報の提供</p> | <p>表記の整理</p>              |
| 3-34 | <p>①～② (略)</p> <p>(追加)</p>   | <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>第3次緊急輸送道路……その他の道路（※）</u></p>   | <p>対策の追加</p>              |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案   | 備考               |
|------|--|---|------------------|
|      |  | (※)「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。   |                  |
|      | 第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策  | 第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策   |                  |
|      | 第2節 電力施設対策   | 第2節 電力施設対策  |                  |
| 3-40 | <p>7. 要員及び資機材等の確保</p> <p>(1) 要員の確保<br/>(略)</p> <p>(2) 資機材の確保<br/>発災後、復旧資材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。(追加)</p> <p>8. 広報サービス体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(追加)</p>                           | <p>7. 要員及び資機材等の確保</p> <p>(1) 要員の確保<br/>(略)</p> <p>(2) 資機材の確保<br/>発災後、復旧資材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p> <p>8. 広報サービス体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電源車等の配備<br/>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</p>  | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
|      | 第3節 ガス施設対策   | 第3節 ガス施設対策  |                  |
| 3-41 | <p>1. 都市ガス<br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>ガス供給の停止</u><br/>・導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止（個別遮断）を行う。<br/>・建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により、被害が集中して発生する地域にあっては、<u>低圧ブロック単位での供給停止を行う。</u></p> | <p>1. 都市ガス<br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>緊急対応措置の実施</u><br/>①地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。<br/>ア 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合<br/>イ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要変圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合<br/>②地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。<br/>ア 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合<br/>イ ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合</p> | 表記の整理及び対策の追加     |
|      | 第6節 通信施設の応急措置  | 第6節 通信施設の応急措置   |                  |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁   | 現 行   | 改 正 案   | 備 考   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
|---|---|---|---|-----------------|------|---|--------------------|--|-------------------|-----|-----------------|------|---|---------------------------------|--------------------------------|
| 3-44  | <p>1. 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>（追加）</p> <p>（略）</p>  | <p>1. 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>（略）</p>  | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>                         |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| 3-45  | <p>2. 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。（追加）</p> <p>（追加）</p>   | <p>2. 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p><u>第7節 ライフライン施設の応急復旧</u></p> <p><u>市及びライフライン事業者等における措置</u></p> <p><u>(1) 現地作業調整会議の開催</u></p> <p><u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u></p> <p><u>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u></p> <p><u>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u></p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
|   | <p>第15章 ボランティアの受入計画</p> <p>（略）</p>  | <p>第15章 ボランティアの受入計画</p> <p>（略）</p>  |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| 3-46  | <table border="1"> <tr> <td>(1) ボランティア支援本部の開設</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(2) コーディネーターの役割</td> </tr> <tr> <td>・（略）</td> </tr> <tr> <td>・コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。</td> </tr> <tr> <td>(3) ボランティア団体等の活動内容</td> </tr> </table> | (1) ボランティア支援本部の開設   | （略）   | (2) コーディネーターの役割 | ・（略） | ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、 <u>ボランティア関係団体等</u> と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。 | (3) ボランティア団体等の活動内容 | <table border="1"> <tr> <td>(1) ボランティア支援本部の開設</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(2) コーディネーターの役割</td> </tr> <tr> <td>・（略）</td> </tr> <tr> <td>・コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>NPO・ボランティア関係団体等の活動内容</u></td> </tr> </table> | (1) ボランティア支援本部の開設 | （略） | (2) コーディネーターの役割 | ・（略） | ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、 <u>NPO・ボランティア関係団体等</u> と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。 | (3) <u>NPO・ボランティア関係団体等の活動内容</u> | <p>表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> |
| (1) ボランティア支援本部の開設   |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| （略）   |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| (2) コーディネーターの役割   |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| ・（略）  |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、 <u>ボランティア関係団体等</u> と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。     |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| (3) ボランティア団体等の活動内容  |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| (1) ボランティア支援本部の開設   |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| （略）   |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| (2) コーディネーターの役割   |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| ・（略）  |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、 <u>NPO・ボランティア関係団体等</u> と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。 |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |
| (3) <u>NPO・ボランティア関係団体等の活動内容</u>   |   |   |   |                 |      |   |                    |  |                   |     |                 |      |   |                                 |                                |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行   | 改 正 案   | 備考                      |
|------|---|---|-------------------------|
|      | <p>ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・その他上記作業に類した作業</li> </ul> <p>なお、活動内容の選定にあたっては、<u>ボランティア団体等の意見を尊重して決定する。</u></p> <p>(4) <u>ボランティア団体等との連携</u></p> <p>市は、<u>社会福祉協議会、被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u></p> <p>(5) <u>協力が予想されるボランティア団体等</u></p> <p>(略)</p> | <p><u>NPO・ボランティア関係団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・その他上記作業に類した作業</li> </ul> <p>なお、活動内容の選定にあたっては、<u>NPO・ボランティア関係団体等の意見を尊重して決定する。</u></p> <p>(4) <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u></p> <p>市は、<u>社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u></p> <p>(5) <u>協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u></p> <p>(略)</p> |                         |
|      | 第16章 応援協力・派遣要請  | 第16章 応援協力・派遣要請  |                         |
|      | 第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備  | 第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備  |                         |
| 3-53 | <p>(追加)</p> <p>地震が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>  | <p><u>1 市における措置</u></p> <p>(1) <u>大規模な地震が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 防災活動拠点の確保等</u></p> <p><u>防災活動拠点には、その規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活動拠点（※）、広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、市は、受援及び応援のための集</u></p> | 表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正 |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁           | 現 行  | 改 正 案   | 備考   |     |  |   |             |  |     |  |                  |
|-------------|--|---|--|-----|--|---|-------------|--|-----|--|------------------|
|             | <p>(追加)</p> <p>(略)</p>   | <p><u>結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。</u></p> <p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p> <p>(略)</p> |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
|             | 第17章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画   | 第17章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画  |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
|             | 第2節 廃棄物処理計画  | 第2節 廃棄物処理計画   |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
| 3-55        | <p>市は、産業廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、排出業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理、廃棄物の流出防止等の指導に努める。</p> <p>尾三衛生組合、日東衛生組合及び市は、被災状況を適確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>1. 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>(略)</p>  | <p>市は、産業廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、排出業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理、廃棄物の流出防止等の指導に努める。</p> <p>尾三衛生組合及び市は、被災状況を適確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>1. 災害廃棄物処理実行計画の策定 (略)</p> <p>(略)</p>  | 組合解散による表記の整理   |     |  |   |             |  |     |  |                  |
| 3-56        | <p>2. 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="204 1391 735 1912"> <tr> <td>災害廃棄物の処理の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>(追加)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> | 災害廃棄物の処理の方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>(追加)</p> | (略) |  | <p>2. 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="767 1391 1299 1912"> <tr> <td>災害廃棄物の処理の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> | 災害廃棄物の処理の方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</li> </ul> | (略) |  | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| 災害廃棄物の処理の方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>(追加)</p>   |   |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
| (略)         |  |   |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
| 災害廃棄物の処理の方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</li> </ul>   |   |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
| (略)         |  |   |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
|             | 第4編 災害復旧・復興計画  | 第4編 災害復旧・復興計画   |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
|             | 第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金   | 第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金  |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |
|             | 第1節 罹災証明書の交付等  | 第1節 罹災証明書の交付等   |  |     |  |   |             |  |     |  |                  |

新旧対照表（地震災害対策計画）

| 頁    | 現 行  | 改 正 案  | 備 考                                     |
|------|--|--|---|
| 4-6  | <p>（１）罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>（追加）</p> <p>（２）被災者台帳の作成</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p>                                    | <p>（１）罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>（２）被災者台帳の作成</p> <p>（略）</p> <p>2. 独立行政法人都市再生機構における措置</p> <p><u>国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。</u></p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>                 |
|      | <p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b></p>   | <p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b></p>   |   |
|      | <p>第6章 発災に備えた直前対策</p>  | <p>第6章 発災に備えた直前対策</p>  |   |
| 5-26 | <p>第11節 廃棄物処理及び清掃活動</p> <p>市及び尾三衛生組合は、発災後のごみ処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。</p> <p>市及び日東衛生組合は、発災後のし尿処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。</p> <p>また、市は、家屋倒壊、断水等によりトイレが使用不可能となる場合に備えて、仮設トイレを設置できるよう資機材及び人員の確保を図る。</p> | <p>第11節 廃棄物処理及び清掃活動</p> <p>市及び尾三衛生組合は、発災後のごみ処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。</p> <p>市は、発災後のし尿処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。また、市は、家屋倒壊、断水等によりトイレが使用不可能となる場合に備えて、仮設トイレを設置できるよう資機材及び人員の確保を図る。</p>   | <p>組合解散による表記の整理</p>                     |
| 6-1  | <p>付録</p>  | <p>（削除）</p>  | <p>「第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」に記載を変更</p> |